

厚生労働省発基安 0 9 1 6 第 2 号

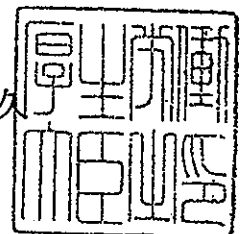
労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙「労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 6 年 9 月 1 6 日

厚生労働大臣 塩崎 恭久





労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録に係る手数料の引下げ

労働安全衛生法の規定による労働安全コンサルタント及び労働衛生コンサルタントの登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を三万円から二万円に引き下げることにすること。

第二 作業環境測定士の登録に係る手数料の引下げ

作業環境測定法の規定による作業環境測定士の登録を受けようとする者が納付すべき手数料の額を二万五千八百円から二万円に引き下げることにすること。

第三 施行期日

この政令は、公布の日から施行すること。

